

### 第3章 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量

#### 第1項 概要

障害者自立支援法第89条に基づき平成26年度末に向けて、以下の6点に関する数値目標を定めるとともに、平成24年度から平成26年度までの各年度における障害福祉サービス及び相談支援の種類ごとの必要な見込量を定めます。

- ① 地域生活の充実
- ② 精神障害者関係
- ③ 一般就労の充実
- ④ 就労移行支援事業の利用者数
- ⑤ 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合
- ⑥ 労働施策関係

なお、数値目標の達成及び指定障害福祉サービス等の見込量確保のための方策については、第2章各論に記述しています。

#### 第2項 平成26年度の目標値の設定

##### 1 地域生活の充実

第2期障害福祉計画終了時の施設入所者数は、1,309人です。

地域生活を支援する各種施策を実施することにより、入所者の自己決定・自己選択を基に、平成26年度末までに361人がグループホームやケアホーム等を住まいの場として地域で生活を送ることを見込みます。

また、新たな地域生活者数と新規利用者数等を勘案し、福祉施設入所者数が平成26年度末時点で185人減少することを見込みます。

なお、第2期障害福祉計画では、新たな地域生活者数の目標値は平成17年10月1日の入所者数の10%、施設入所者数減少見込数の目標値は7%としていました。

項目	平成26年度障害福祉計画目標数値	
	数値	考え方
入所者数	1,480人	平成17年10月1日の入所者数
新たな地域生活者数	361人 (▲24.4%)	平成26年度末までに入所施設から地域で生活する者の見込数
減少見込み	185人 (▲12.5%)	平成26年度末時点の入所者の減少見込数

## 2 精神障害者関係

平成20年度から23年度までの4年間の平均退院率72.3%と比べ7%相当分の増加を目指します。

項目	平成26年度障害福祉計画目標数値	
	数値	考え方
平成20年度から23年度の平均	72.3%	平成20年度から23年度までの1年未満の平均退院率
平成26年度平均退院率	77.3% (7.0%増)	平成26年度における入院者の1年未満の平均退院率・増加見込み

※国の指針では平成20年度と比べて7%増とすることとされているが、和歌山県では直近の状況も踏まえ、平成20年度から23年度の平均値と比較することとした。

また、平成20年度からの4年間における入院期間5年以上かつ65歳以上の退院者数は平均60人程度となっています。これらを踏まえ今後とも在院者数の減少を維持すると共に、平成26年度における当該退院者数を現行より約20%増の72人と見込みます。

項目	平成26年度障害福祉計画目標数値	
	数値	考え方
平成23年度退院者数	60人	平成23年度における5年以上かつ65歳以上の退院者数
平成26年度退院者数	72人 (20.0%増)	平成26年度における5年以上かつ65歳以上の退院者数・増加見込み

## 3 一般就労の充実

福祉施設を退所し、一般就労した者は、平成23年度は46人です。

就労に関する各種施策を実施することにより、平成26年度には、年間60人が福祉施設から一般就労することを目指します。

項目	平成26年度障害福祉計画目標数値	
	数値	考え方
第1期計画策定時一般就労者数	6人	第1期計画策定時(平成15年度)において福祉施設を退所して一般就労した者の数
平成26年度一般就労者数	60人 (10倍)	平成26年度において福祉施設を退所して一般就労する者の数

#### 4 就労移行支援事業の利用者数

平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、474人が就労移行支援事業を利用することを目指します。

項目	H26年度目標数値	
	数値	考え方
福祉施設利用者数	6,017人	平成26年度末福祉施設利用者数のうち就労移行支援事業の利用者の見込み数
就労移行支援事業の利用者数	474人 (7.9%)	

#### 5 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、649人が就労継続支援（A型）事業を利用することを目指します。

項目	H26年度目標数値	
	数値	考え方
就労継続支援（A型+B型）事業の利用者	2,574人	平成26年度末の就労継続支援事業の利用者のうち就労継続支援（A型）事業の利用者の見込み数
就労継続支援（A型）事業の利用者	649人 (25.2%)	

#### 6 労働施策に関する数値目標

##### (1) 公共職業安定所経由による福祉施設利用者の就職者数

平成26年度において、福祉施設から一般就労を希望するすべての者（60人以上）が公共職業安定所の支援を受けて就職することを目指します。

##### (2) 障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数

平成26年度において、福祉施設から一般就労する者のうち、3割（18人）が委託訓練を受講することを目指します。

##### (3) 障害者試行雇用事業（トライアル雇用）の開始者数

平成26年度において、福祉施設から一般就労する者のうち、半数（30人）が障害者試行雇用事業を利用することを目指します。

(4) 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援の対象者数

平成26年度において、福祉施設から一般就労する者のうち、半数（30人）が職場適応援助者の支援を受けられることを目指します。

(5) 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数

平成26年度において、福祉施設から一般就労するすべての者（60人以上）が、障害者就業・生活支援センターによる支援を受けることを目指します。

(6) 障害者就業・生活支援センターの設置数

障害者就業・生活支援センター（7箇所）の設置運営により、地域における就業面と生活面における一体的な支援を行います。

### 第3項 各年度の指定障害福祉サービス等の見込量

指定障害福祉サービスごとの必要な量については、既存の施設利用者が円滑に障害者自立支援法に基づくサービスを利用できること、及び、できるかぎり身近な地域でのサービス利用が可能となることを目指し、市町村障害福祉計画で定める見込量の合計を基本としつつ、県全体でのサービス利用の増減等を勘案して見込んでいます。

#### 1 各年度の必要な見込量

##### (1) 訪問系サービス（一月当たり）

単位：上段 時間 ・ 下段 人(実利用人数)

種類	第2期		第3期計画値		
	23年度 計画値	23年度 実績	24年度	25年度	26年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護	38,009	41,452	49,439	53,910	58,177
行動援護 重度障害者等包括支援	1,833	1,926	2,233	2,432	2,642

※同行援護は、23年度からのサービスであるため、23年度の計画値に含まれていない。

##### (2) 日中活動系サービス（一月当たり）

単位：上段 人・日(利用人数×利用日数)分 ・ 下段 人(実利用人数)

種類	第2期		第3期計画値		
	23年度 計画値	23年度 定員	24年度	25年度	26年度
生活介護	38,388		42,161	43,970	45,821
	1,828	1,937	2,181	2,271	2,361
自立訓練(機能訓練)	630		453	496	517
	30	26	28	30	31
自立訓練(生活訓練)	4,515		2,060	2,426	2,787
	215	115	120	145	170
就労移行支援	6,216		6,409	7,717	9,181
	296	302	329	398	474
就労継続支援(A型)	6,993		9,345	10,882	12,655
	333	434	519	579	649
就労継続支援(B型)	32,235		29,467	31,571	34,294
	1,535	1,502	1,676	1,801	1,925
療養介護	0	395	399	403	407
短期入所	2,533		3,511	3,931	4,356
	294	232	322	363	405

(3) 居住系サービス（一月当たり）

単位：人(実利用人数)

種類	第2期		第3期計画値		
	23年度 計画値	23年度 定員	24年度	25年度	26年度
共同生活援助 共同生活介護	814	808	865	922	980
施設入所支援	1,377	1,309	1,295	1,295	1,295

(4) 相談支援（一月当たり）

計画相談支援については、全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象として、サービス利用計画の作成費の対象者数について必要量を見込みます。

地域移行支援については、施設入所者や退院可能精神障害者の人数等を勘案して必要量を見込みます。

地域定着支援については、居宅において単身で生活する障害者の数等を勘案して必要量を見込みます。

単位：人(実利用人数)

種類	第2期		第3期計画値		
	23年度 計画値	23年度 実績	24年度	25年度	26年度
計画相談支援	390	88	578	1291	2,182
地域移行支援			84	89	93
地域定着支援			99	104	108

※計画相談支援の第2期分は、相談支援(サービス利用計画作成費の対象者数)

○ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス

種別		
訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	入浴、排せつ又は食事の介護など、居宅での生活全般にわたる援助を行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で、常に介護を必要とする人に、居宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います
	同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な人に同行し、移動に必要な情報を提供したり、移動の援護等を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護などの複数のサービスを包括的にを行います
日中活動系サービス	生活介護	常に介護を必要とする人に、事業所で、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します
	自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活ができるよう、一定期間、理学療法等のリハビリテーションや生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活ができるよう、一定期間、入浴や排せつ及び食事等に関する生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、事業所で、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労継続支援（A型）	雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人を対象に、雇用契約を結び、就労の機会の提供や就労に必要な知識を習得するための訓練を行います。
	就労継続支援（B型）	雇用契約に基づく就労が困難である人に、日中の作業活動を通して就労体験をし、就労にむけての知識や能力等を習得するための訓練を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関である事業所で、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め事業所で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	

#### 第4項 各年度の入所定員総数

現在の福祉施設（指定障害者支援施設）の入所者のうち、新たな地域生活者数及び新規利用者数を勘案し、各年度の必要入所定員総数を下記のとおり見込みます。

（県全体の見込み）

※単位：人

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
障害者支援施設	1,309	1,295	1,295	1,295

#### 第5項 県が実施する地域生活支援事業

（1）平成26年度までの各年度における県の地域生活支援事業の必要な量の見込み

事業名	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
<b>1. 専門性の高い相談支援事業</b>	事業実施 圏域数	設置 箇所数	事業実施 圏域数	設置 箇所数	事業実施 圏域数	設置 箇所数	事業実施 圏域数	設置 箇所数
（1）発達障害者支援センター運営事業	8圏域	1箇所	8圏域	1箇所	8圏域	1箇所	8圏域	1箇所
（2）障害者就業・生活支援センター運営事業	8圏域	7箇所	8圏域	7箇所	8圏域	7箇所	8圏域	7箇所
（3）高次脳機能障害支援普及事業	8圏域	1箇所	8圏域	1箇所	8圏域	1箇所	8圏域	1箇所
（4）障害児等療育支援事業	7圏域		7圏域		7圏域		7圏域	
<b>2. 広域的な支援事業</b>	相談支援に関する実アドバイザー数		相談支援に関する実アドバイザー見込数		相談支援に関する実アドバイザー見込数		相談支援に関する実アドバイザー見込数	
相談支援体制整備事業	4人		4人		4人		4人	
<b>3. 人材育成事業</b>	実養成講習修了者数（登録者数）		実養成講習修了見込者数（登録見込者数）		実養成講習修了見込者数（登録見込者数）		実養成講習修了見込者数（登録見込者数）	
（1）手話通訳者養成研修事業	10人（3人）		15人		15人		15人	
（2）盲ろう者通訳・介助員養成研修事業	45人（6人）		20人		20人		20人	

※中核市を除く

事業名	事業内容
(1) 発達障害者支援センター運営事業	発達障害児者及びその家族に対する相談支援、並びに保育、教育、福祉、医療関係機関に対する療育支援等を行う中核機関である和歌山県発達障害者支援センターを運営する。
(2) 障害者就業・生活支援センター運営事業	障害のある人に対する就業面の支援と生活面の支援を一体的に行うため、「障害者就業・生活支援センター」に委託することにより、支援事業を実施する。
(3) 高次脳機能障害支援普及事業	高次脳機能障害のある人に対する相談支援、地域支援ネットワークの構築、普及啓発及び研修事業を行う。
(4) 障害児等療育支援事業	在宅の障害児者及びその家族の地域生活を支援するため、①専門職の支援チームによる巡回相談や訪問健康診査、②専門的な療育相談や療育指導、③施設職員に対する療育技術指導を実施する。

研修事業名	研修内容・目的
(1) 手話通訳者養成研修事業	聴覚障害者の社会参加を促進するため、市町村が実施する手話通訳派遣事業の手話通訳者が、利用者のニーズに応じ適切に通訳を実施できるよう、手話通訳者としての必要な知識や技能の習得、向上を図るための研修
(2) 盲ろう者通訳・介助員養成研修	視覚と聴覚の両方に障害のある盲ろう者の社会参加を促進するため、コミュニケーション並びに外出の支援を行う通訳・介助員としての必要な知識及び技能の習得、向上を図るための研修

## (2) 市町村地域生活支援事業の適切な実施のための支援

市町村が実施する相談支援事業やコミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業等について、必要な情報提供や助言、財政支援等を通じ、市町村が、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により、効率的・効果的に事業を実施できるよう支援します。

## 第6項 障害保健福祉圏域毎のサービス見込量等

圏域毎の、平成24年度から平成26年度までの各年度の指定障害福祉サービス等の見込量等については次のとおりです。

これらについては、各圏域内の市町村と県との協働により作成しています。